

総務常任委員会会議録

令和2年5月1日

寒 川 町 議 会

出席委員 佐藤（正）委員長、吉田副委員長

柳下委員、山田委員、岸本委員、関口委員、中川委員、小泉委員、青木委員、黒沢委員

欠席委員 なし

説明者 小林消防長、濁川課長、金子副主幹

事務局職員 新藤議会事務局長、亀井議会事務局次長、波多野主任主事

案 件

1. 議案第18号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

午前10時40分 開会

【佐藤（正）委員長】 皆さん、お疲れさまです。本会議の休憩中ではございますが、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございますので、よろしくお願いいたします。

議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開します。

それでは、議案第18号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

小林消防長。

【小林消防長】 皆様、改めまして、こんにちは。

それでは、議案第18号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。説明につきましては、濁川消防総務課長がいたしますので、よろしくご審査のほどお願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 濁川消防総務課長。

【濁川消防総務課長】 それでは、議案第18号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明させていただきます。タブレット資料01をご覧ください。本会議場での消防長の説明と重複する部分がございますが、よろしくお願いいたします。

この一部改正の経緯でございますが、非常勤消防団員等に関わる損害補償の基準を定める政令が令和2年3月27日に公布されたことに伴い、消防団員等の処遇改善を図るため条文の整理を図るものでございます。

4ページをご覧ください。新旧対照表をご覧ください。寒川町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項第1号中「診断により疾病の発生が確定した日」の次に「事故発生日という。」を加え、同項第2

号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改めるものでございます。

次に、附則第1条の4第5項第2号及び第6号並びに第2条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改めるものでございます。

次に、別表で定める補償基礎額表でございますが、お示しのとおりに改め、同表備考中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改めるものでございます。

「事故発生日」に改める経緯といたしましては、いわゆる「公務災害等が発生した日」から「事故発生日」に改めることによって空白期間をなくすという意図がございます。

最後に、附則といたしまして、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた同日以後の期間を適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 今回の条例改正も政令改正に伴ったんですけど、実際、寒川町でこういう事例というのは今まであったのか確認したいと思います。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 濁川課長。

【濁川消防総務課長】 寒川町でこれまでこういった事例というのは発生してございません。今現在もございません。よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 消防団員の処遇改善のための条例改正ということですが、改正の額があまりにも私は少額ではないかという気がいたしますが、この額にした理由ということと、それと、それが適正であったかということと、それとあと、近隣市も同じように処遇改善でどのぐらいの金額を上乗せしたのか、ご存じでしたらお知らせください。

【佐藤（正）委員長】 濁川課長。

【濁川消防総務課長】 まず、この額でございますが、こちらにつきましては、政令の一部改正に伴うものでございますので、全国全ての消防団を抱えている市町村が同じ額で改正しているものでございます。よって、近隣の市町村についても、基本的にはこの額に全て改めてございます。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

中川委員。

【中川委員】 すみません、1点だけ。遺族補償年金のところでは100分の5というのは、事故発生日の法定利率に変えるというところですが、それによって実際に遺族補償年金の額が有利になるのか、そ

うでもないのか、その辺の具体的な動きというのが分かればお知らせいただきたいと思いますが、お願いします。

【佐藤（正）委員長】 濁川課長。

【濁川消防総務課長】 法定利率の関係でございます。私も、ここの部分がちょっと引っかかって調べさせていただいたんですけど、今、法定利率というのは、民事であると5%、商法的なものでいうと6%とか、様々法定利率というのがございます。2020年度、いわゆる今年度につきまして、法定利率を統一しようという動きが国であるということが調べたところ分かりまして、その法定利率に合わせるという形で消防団員等の補償も変わっていく部分でございます。一応それが答弁になります。

【佐藤（正）委員長】 中川委員。

【中川委員】 そうしますと、具体的に法定利率何%かというのは、今の利率統一の動き次第という理解でよろしいのかというのだけお願いします。

【佐藤（正）委員長】 濁川課長。

【濁川消防総務課長】 基本的には先ほどの民法上は5%という話がありますので、5%に統一するというような動きがあるということは承知してございますが、私が決めることではないので、国で決まった利率になろうかと思いますが、5%でそのまま維持していくような形になるのかという予測は立ててございます。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開します。

5月会議で総務常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についてはいかがでしょうか。よろしいですか、このまま進めて。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、このまま進めさせていただきます。

これより討論に入ります。議案第18号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして総務常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前10時49分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年8月27日

委員長 佐藤正憲